

農地の権利者を変更した場合は『組合員資格得喪通知書』の届出をお願いします

農地の権利者を変更した場合、法務局や農業委員会等の手続が完了しても当土地改良区の台帳は自動的に変更されません。当土地改良区の台帳は『組合員資格得喪通知書』の届出に基づき変更しますので、下記のような場合は必ず提出してください。

- ◎ 農地の売買、贈与、交換等で所有者の名義を変更した場合。
- ◎ 組合員の死亡により、農地を相続した場合。
(相続登記が未完了である場合においても相続予定人に名義変更してください。)
- ◎ 農地を貸借契約または解約した場合。
(ただし、法に基づく利用権設定の手続を完了している場合に限りです。)
- ◎ 農業者年金受給、または老齢等で経営移譲した場合。

※ 賦課金の算定基準及び名義は毎年4月1日現在の台帳面積及び届出組合員名で賦課されます。届出がない場合は、従来どおりの内容で賦課されますのでご了承ください。

『組合員資格得喪通知書』の記入例 (土地改良事業参加資格者交替の場合)

組合員資格得喪通知書

令和元年5月20日

湖北土地改良区理事長様

下記事項により組合員資格を得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

現資格者 住所 長浜市高月町渡岸寺1000番地
氏名 高月 水土里

新資格者 〒 529-0233
住所 長浜市高月町渡岸寺2000番地
フリガナ コノク タロウ
氏名 湖北 太郎
生年月日 西暦(M.T.S.H) 1960年11月27日生
電話番号 0749-85-0000
送付先 (上記新資格者の住所と異なる場合のみ記入してください。)
〒
住所 (様方)
電話番号
記

1. 資格得喪対象の土地

長浜市

町名(大字名)	小字名	地番	地目	現況用途	登記簿面積(m ²)	備考
高月町渡岸寺	西田	100-1	田	水稲	500	
高月町渡岸寺	西田	100-2	田	水稲	1,200	
高月町渡岸寺	北田	50-1	田	水稲	400	○

2. 資格得喪の原因及びその時期

(1)原因 (該当するものを○で囲んで下さい)
・相続・死亡のため・経営移譲・贈与・売買・交換・貸借・使用貸借
○土地改良事業参加資格者の交替・その他 ()

(2)時期 令和元年5月10日

・印鑑は認め可。
ただしシャチハタは不可です。
・現資格者および新資格者双方の署名および押印がないと無効となります。
・現資格者が法人の場合は、法人の届出印を押印してください。

・土地改良事業参加資格者の交替の場合、
現資格者・・・利用権設定している耕作者
新資格者・・・生存する登記簿所有者

ただし、登記簿所有者が死亡、または相続人未決定により相続未登記の場合は相続予定人となります。その際は氏名の横に相続予定人と明記してください。
・当土地改良区からの送付物について、新資格者の住民票登録の住所と異なる送付先をご希望の場合は、送付先をご記入ください。

・訂正箇所がある場合
訂正箇所に二重線を引き、その線上に訂正印を押印してください。
訂正内容はその周辺の余白に明確に記入してください。

※『組合員資格得喪通知書』は湖北土地改良区窓口、湖北土地改良だより、ホームページに備えていますのでご利用ください。

・(1)原因 の欄は該当する内容を○で囲んでください。
*土地改良事業参加資格者交替の申出をする場合
○土地改良事業参加資格者の交替

届出・お問い合わせ先

湖北土地改良区

〒529-0233

滋賀県長浜市高月町渡岸寺151番地3

TEL 0749-85-2069

(受付時間 : 平日 8:30~17:15)